

# 産業文化会館解体・花畑広場整備のムダづかいをただす裁判がスタート

5月14日、産業文化会館の解体と花畑広場整備への20億円の税金の支出の差し止めを求めた住民訴訟の初公判が行われました。

あいにくの雨にもかかわらず、熊本地方裁判所には、原告や支援者など多くの市民が集まり、地裁で最も広い101号法廷は傍聴者で溢れました。

原告2名が意見陳述を行ったほか、裁判官からは「産文の解体が進むなかで、できるだけ早く判決を示す必要がある」旨の発言があり、今後の行程会議の招集があるなど珍しい場面もありました。

市民の声を無視し、産文解体を進



門前集会にも多くの市民が参加しました

める幸山市長に対し、「まだ使える産文会館を壊すのは許せない」「花畑広場整備のムダづかいをやめよ！」と立ち上がった住民のたたかいは、場所を司法に移し、いよいよ本格的に始まります。

## 訴訟を受けての市の答弁書

- ① 産文会館は、設備や機器の著しい老朽化により利用者の安全性が危惧される状況であり、使用を再開するためには大規模な改修が必要だった。花畑再開発構想もあり、改修せずに閉鎖することとした。花畑再開発の破たんを受け、産文の存置の必要性がなくなり、老朽化していくばかりで中心市街地の賑わいに悪影響を及ぼしかねない状況にあり、解体工事に着手
- ② 花畑広場は産文改修より費用がかからず、国の補助もある。最小の経費で最大の効果をあげるという視点で予算を執行しており、違法性はない。
- ③ 議会に対して説明を行い予算の議決を得たほか、住民に対してもアンケートなどを行い、周知・意見聴取に努めており、違法性はない。

## 原告2名が意見陳述

法廷では2名の原告が意見陳述を行いました。池田義一さんは「産文会館の中規模ホールや畳敷きの小ホールなど、多くの市民に愛用されてきた。専門家からも、耐震補強を行えば十分に利用できるとの指摘がある。中規模ホールの代替施設も示さないまま解体することは、許されない」と訴えました。また、宮城泰子さんは「市民の財産を何のためらいもなく壊してしまうやり方を見過ごすことはできない。ムダづかいをやめ、暮らし・福祉に使ってほしい」と訴えました。

## 裁判で問われる違法性

支出差し止めを求める理由や違法性は以下の通りです

- 理由1** 耐用年数を多く残す産文会館を解体することは、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に運用しなければならない」と定めた地方財政法に違反する。
- 理由2** フル規格で40億円にもものぼる花畑広場整備は、「最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない」と定める地方自治法に違反する。
- 理由3** 計画立案過程で十分な説明や議論が行われておらず、内容・手続き両面において不誠実な計画であり、「財産を管理・処分する権限を行使する際には、誠実に管理・執行する義務を負う」と定めた地方自治法に違反する。

## 第2回公判の日程が決まりました

日時：**6月30日(月) 午後1時30分～**

場所：**熊本地方裁判所**

※ 門前集会：午後1時より裁判所前で行われます。

# 政府交渉 **くらし・福祉の充実を！** 国庫負担増額や制度改善を要望

「いのちとくらしを守る熊本ネットワーク」で、国の来年度予算編成に向け、各省庁へ要望書を届けました

5月15・16日、衆議院第1議員会館会議室で、県下の市民団体で構成する「いのちとくらしを守る熊本ネットワーク」で、国の2015年度予算編成に向けた各省庁への要請行動が行われました。日本共産党市議団からは、上野みえこ議員が参加しました。



## ＜前向きな回答もありました＞

たくさんの要望をしましたが、市民の意見を反映したのものもいくつかありました。

生活保護では「大前提は申請権を守ること、窓口申請書を置いてよい。移送費では、医者との信頼関係もあるので希望する病院に行っている。ケースワーカーはスキームの高い人を雇用し、複雑化したケースに適切に対応してほしいと考える」と明確な回答でした。文部科学省は、「エアコン設置は加算もつけ、申請にほとんど補助している。教職員は正規雇用が望ましいと考える」との回答。介護保険では、「生活保護者に保険料滞納による給付制限はしない」との回答などでした。

## ★要望した項目

### 【介護保険】

- ・要支援者へのサービス切捨て中止
- ・特養ホームの入所制限中止・増設
- ・保険料滞納者へ給付制限をしない
- ・国庫負担増額と保険料の負担軽減

### 【子ども医療費助成制度】

- ・国の制度として実施する

### 【保育問題】

- ・国の責任による待機児解消

### 【立野ダム問題】

- ・阿蘇の世界遺産登録
- ・環境を壊すダム建設中止

### 【教育問題】

- ・少人数学級の拡充
- ・就学援助の国庫負担増額など
- ・エアコン設置への国支援拡充
- ・給付制奨学金の実施
- ・教職員の正規職員配置

### 【大型店問題】

- ・住民の声を反映したガイドライン

### 【桜町再開発問題】

- ・県民百貨店・プラザの雇用確保
- ・適正な補助金支出 など

### 【母子福祉資金貸付】 制度の改善

### 【生活保護】

- ・申請書を窓口置く
- ・速やかな支給決定
- ・通院移送費の適切な支給
- ・ケースワーカーの適正配置
- ・自動車保有への適切な対応

### 【国民健康保険】

- ・国庫負担引上げ、保険料引下げ
- ・資格証・短期保険証交付の中止
- ・重身・子ども・ひとり親医療助成の現物給付のペナルティー中止

### 【JR踏切の改善】

豊肥線九品寺6丁目踏切改善

(控室から)  
 産文解体差し止めを求める住民訴訟  
 なすまどか

裏面で特集をしていますが、5月14日「産文会館解体と花畑広場整備への税金支出の差し止めを求める住民訴訟」の第一回公判が開かれました。私も原告の一人として法廷に足を運びました。

この裁判にたちあがった住民、また支援をしている住民にとって、裁判に勝ったからといって直接的な利益を得られるというよりはあります。

ただ、これほど多くの市民が時間と費用をかけ訴訟を起こした根底には、住民の意思や願いを軽視し、自らの方針を徹底的に押し通す幸山市長の政治姿勢への大きな怒り、またこうした市政のあり方を変えたいとの決意が貫かれているのだと思います。

本来、地方自治とは、住民の意向や思いが反映されたものでなければなりません。

「産文の解体はもう始まっているのに、今さら声をあげても遅いのでは…」とのご意見をよくいただきます。もちろん、産文解体を中止させるためには一日も早い判決が必要です。しかしそれと同時に、今回の住民訴訟は、市民不在の市政運営がなされた時に住民自身が声をあげ、一步一步、本来の住民自治を熊本に根付かせる大きな意味も含まれています。

あきらめないで、多くの市民と手を携え、最後まで裁判を闘い抜く決意です。

## 日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団  
 ますだ牧子 上野みえこ なすまどか  
 熊本市手取本町1-1 議会棟3階

NO. 901  
 2014年5月25日号  
 電話 328-2656  
 FAX 359-5047  
 メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp  
 ホーム：http://www.jcp-kumamoto.com/

